

田川市国民健康保険 に加入している人は 8月1日から 国民健康保険証などが新しくなります



国民健康保険証

現在使っている保険証(薄緑色)が使用できるのは、令和3年7月31日(土)までです。現在使っている保険証(薄緑色)は8月になってから処分してください。

8月1日(日)から使用できる新しい保険証(桃色)は、7月28日(水)までに簡易書留で自宅に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証

●**対象** 国民健康保険に加入している人(申請が必要です)

※70歳以上の人の場合は、判定区分によって申請が必要ない場合があります。詳しくは問い合わせください。

◎新規の申請は随時受け付けています。

◎現在交付されている「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、「国民健康保険限度額適用認定証」の有効期間は7月31日(土)です。8月以降も交付が必要な場合は、8月2日(月)から31日(火)までに申請してください(土日祝日を除く)。なお、

国民健康保険制度

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人などを除くすべての人が、国民健康保険の加入対象者(被保険者)です。

田川市国民健康保険に加入するとき

【手続きに必要なもの】
職場の健康保険をやめたとき
健康保険の資格喪失証明書
生活保護を受けなくなったとき
生活保護廃止証明書

※田川市に転入してきたときおよび子どもが生まれたときは、手続きに必要なものはありません。

※別世帯の人が届け出るときは、委任状と委任された人の顔写真付きの身分証明(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。

【注意!!】
国民健康保険に加入するときや国民健康保険をやめるときは、必ず14日以内に届出が必要です。加入の届け出が遅れた場合には、その遅れた期間の保険料は最高3年間さかのぼって支払うことになり、その期間の医療費は全額自己負担です。また、資格を喪失する届け出が遅れた場合には、過料を支払わなければならない場合があります。

9月以降に申請した場合は、申請月の1日からの認定となります。

◎医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を見せると、医療費の支払いが1か月の自己負担限度額までになります。入院の場合、住民税非課税世帯は食事代も減額されます。

◎過去にさかのぼって減額することはできません。入院などで医療費が高額になった場合はその月末までに、医療費が高額になりそうな場合は早めに申請してください。

【手続きに必要なもの】
●国民健康保険証
●1年以内に91日以上入院した人は、入院日数を確認できるもの
●世帯主と国民健康保険に加入している世帯全員が住民税非課税の場合
●令和3年1月2日以降に転入した人は前の住所地における所得証明書、住民税課税・非課税証明書などが必要な場合があります。

高額療養費

田川市国民健康保険に加入している人は申請すると医療費が払い戻されます。1か月間

退職したとき

75歳未満の人が退職した場合には、次の3つの選択肢があります。

- ①家族が勤めている事業所などの健康保険の扶養に入る。
- ②今までの健康保険を「任意継続」する。
- ③国民健康保険に加入する。

いずれを選択した場合も、75歳になれば後期高齢者医療に移行します。

病院などの保険医療機関で受診するとき

保険証を提示することで、年齢などに応じた負担割合を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

- ①診察②治療③薬や注射などの処置④入院(入院時の食事代は別途負担)

【注意!!】
◎保険の給付の対象とならないものや給付が制限される場合があります。
◎人間ドック、予防接種、歯列矯正、美容整形などは保険の対象外です。
◎大病院(特定機能病院※や一般病床500床以上の地域医療支援病院)に紹介状なしで受診した場合、定額(医科初診の場合は5千円以上)の特別な料金(保険対象外)を診察料とは別に必ず支払うこととなります。

また、一般病床が200床以上500床未満の病院に紹介状なしで受診した場合に、特別な料金が求められる



(初日から月末まで)に支払った医療費が一定の額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた金額が後から払い戻されます。ただし、入院時の食事代や部屋代など保険の適用とならない支払いは対象となりません。

【手続きに必要なもの】
●国民健康保険証
●領収書
●世帯主名義の預金通帳

窓口は2週目以降がすいています

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、窓口の混雑緩和にご協力をお願いします。

8月第1週目は、限度額適用認定証の手続きで窓口の混雑が予想されます。緊急の場合を除き、第2週目以降の申請をお願いします。

また、来庁するときは、マスクの着用や手指の消毒など、感染防止対策にご協力ください。

かどうかは医療機関によって異なるため、事前に確認してください。

※特定機能病院・厚生労働省の承認を得た、高度の医療を提供する能力を有するなど特別な機能を担うことが出来る病院

はり師・きゅう師による
施術を受けるとき

医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める「医師の同意書」がある場合は、施術所に保険証を提示することで、健康保険が適用される治療を受けることができます(事前に施術所へ確認が必要です)。

医療機関で同一の傷病に対する治療を受けた場合には、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象となりません。

※物療助成として受診券を交付している施術は、健康保険の対象とならないため、医師の同意書は必要ありません。

物療助成は、疾病予防対策として、田川市国民健康保険の指定の施術所での施術に対し一定額の助成を行うものです。

※詳しくは問い合わせください。

手続きをするところ・問い合わせ
市役所1階 11・12・13番窓口
市民課保険係 ☎85-7140